

魚津市告示第107号

魚津市災害等見舞金支給要綱の一部改正について
魚津市災害等見舞金支給要綱の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
魚津市災害等見舞金・弔慰金支給要綱 (目的) 第1条 この要綱は、災害等により被災した世帯等に対し、災害等見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 住家 現実に居住のため使用している建物の全てをいう。 (2) 全焼 火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防第100号消防庁長官通知）の全焼をいう。 (3) 半焼 火災報告取扱要領の半焼をいう。 (4) 部分焼 火災報告取扱要領の部分焼をいう。 (5) 全壊 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政令第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）別紙の住家全壊（全焼・全流出）をいう。 (6) 大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊 災害の被害認定基準について別紙の大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊をいう。 (7) 全半壊 住家の損傷であって全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に該当するものをいう。 (8) 一部損壊 住家の損傷であって全半壊以外のものをいう。 (対象となる災害等の範囲) 第3条 見舞金等の支給は、次の各号に掲げる災害等を対象とする。 (1) 火災 (2) 地震、風水害等の自然災害（本市が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定による災害対策本部を設置したものに限る。）	魚津市災害等見舞金支給要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、魚津市に住所を有する者で、災害により被災した世帯に対し、災害等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (対象となる災害等の範囲) 第2条 見舞金の支給は、次の各号に掲げる災害等を対象とする。 (1) 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛込みその他これらに類する不慮の人為的災害及び落雷 (2) 風水害等による住宅損壊その他の自然災害（地震及び噴火によるものを除く。） (3) 住宅被災による世帯を構成する者の死亡 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別に認める災害 (対象となる世帯) 第3条 見舞金の対象となる世帯は、生計を一つにしている実際の生活単位の世帯をいう。 (支給の制限)

改正後	改正前																																					
(見舞金等の支給額) 第4条 見舞金等の支給に係る住家の損傷の程度及び見舞金等の支給額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>住家の損傷の程度</th><th>見舞金の支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">火災</td><td>全焼</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>半焼</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>部分焼</td><td>20,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">地震、風水害等の自然災害</td><td>全壊</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>大規模半壊、中規模半壊、半壊</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>30,000円</td></tr><tr><td></td><td>一部損壊</td><td>20,000円</td></tr></table> <table><tr><th>区分</th><th>弔慰金の支給額</th></tr><tr><td>死亡（1人につき）</td><td>50,000円</td></tr></table> 2 前項の一部損壊については、当該住家の当該一部損壊に係る箇所の修繕、解体又は処分（以下「修繕等」という。）に要する経費が100,000円以上の場合に限る。 3 第1項の死亡については、第3条に規定する災害等が原因により死亡した者に限る。 (見舞金の支給対象者)	区分	住家の損傷の程度	見舞金の支給額	火災	全焼	100,000円	半焼	50,000円	部分焼	20,000円	地震、風水害等の自然災害	全壊	100,000円	大規模半壊、中規模半壊、半壊	50,000円	準半壊	30,000円		一部損壊	20,000円	区分	弔慰金の支給額	死亡（1人につき）	50,000円	第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。 (1) 前条に規定する災害等の発生原因が、世帯を構成する者又はその死亡した者の故意によるものであるとき。 (2) 災害に対し、市長又は警察官等の避難の指示に従わなかったとき。 (3) 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年魚津市条例第38号）第5条及び法令等の規定により弔慰金又は見舞金を受けたとき。 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき。 (災害の認定) 第5条 災害の認定は、魚津市消防本部等の災害報告により、市長が行うものとする。 (見舞金の額) 第6条 見舞金の支給額は、次の区分によるものとする。 <table><tr><th>適用区分</th><th>災害等の程度</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">住宅被災</td><td>全壊・全焼・流出</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>半壊・半焼</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>床上浸水・部分焼（損）・水害</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>死亡</td><td>1人につき</td><td>50,000円</td></tr></table> (見舞金の支給)	適用区分	災害等の程度	支給額	住宅被災	全壊・全焼・流出	100,000円	半壊・半焼	50,000円	床上浸水・部分焼（損）・水害	20,000円	死亡	1人につき	50,000円
区分	住家の損傷の程度	見舞金の支給額																																				
火災	全焼	100,000円																																				
	半焼	50,000円																																				
	部分焼	20,000円																																				
地震、風水害等の自然災害	全壊	100,000円																																				
	大規模半壊、中規模半壊、半壊	50,000円																																				
	準半壊	30,000円																																				
	一部損壊	20,000円																																				
区分	弔慰金の支給額																																					
死亡（1人につき）	50,000円																																					
適用区分	災害等の程度	支給額																																				
住宅被災	全壊・全焼・流出	100,000円																																				
	半壊・半焼	50,000円																																				
	床上浸水・部分焼（損）・水害	20,000円																																				
死亡	1人につき	50,000円																																				

改正後	改正前
第5条 <u>見舞金の支給対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者により構成される世帯の世帯主であって、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、1棟の住家において次の各号の全てに該当する世帯主が複数存在する場合には、当該住家につき1名の世帯主のみを支給対象者とする。</u> <u>（1） 災害等により被害を受けた時点で住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、市内に現に居住していること。</u> <u>（2） 災害等により自らが居住する住家（所在地が本市の区域内のものに限る。）に損傷が生じたこと。</u> <u>（3） 災害等により被害を受けた時点の住民基本台帳上において、世帯主であること。</u> <u>（4） 第2号の住家を世帯主自ら、世帯主と同一世帯に属する者又は世帯主の親族（民法（明治29年法第89号）第725条に定める親族をいう。以下「世帯主等」という。）が所有していること。</u> 2 <u>一部損壊の支給対象者については、前項各号全てに該当する者で、災害等によって生じた当該住家の損傷について、世帯主等が修繕等を行うことを確約するものであること（既に世帯主等が修繕等を行った場合も含む。）。</u> 3 <u>世帯主が第3条の規定による災害等が原因により死亡した場合、災害等により被害を受けた時点で世帯主と同一世帯に属する者のうち代表となる者1名のみに支給するものとする。</u> <u>（弔慰金の支給対象者）</u> 第6条 <u>弔慰金の支給対象者は、災害等により被害を受けた時点で世帯主と同一世帯に属する者のうち代表となる者1名又は葬祭を執り行う者に対して支給するものとする。</u> <u>（支給申請等）</u> 第7条 <u>見舞金等の支給申請は、魚津市災害等見舞金・弔慰金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に行うものとする。</u> <u>（1） 申請する住家が全焼、半焼、部分焼又は全半壊の場合 当該住家に関するり災証明</u> <u>（2） 申請する住家が一部損壊の場合 当該住家に関するり災届出証明及び当該住家の当該一部損壊に係る箇所の修繕等に要する経費が確認できる書類</u>	第7条 <u>見舞金は、次の各号により支給する。</u> <u>（1） 第2条第1号及び第2号の規定による見舞金については、被災世帯主に対して支給するものとする。</u> <u>（2） 第2条第3号の規定による見舞金については、同世帯の遺族又は葬祭を執り行う者に対して支給するものとする。</u> <u>（3） 第2条第4号の規定による見舞金については、被災世帯主若しくは同世帯の遺族又は葬祭を執り行う者に対して支給するものとする。</u>

改正後	改正前
<u>(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が必要とする書類</u> <u>2 前項の申請は、1 世帯主につき 1 棟の住家のみ行うことができる。</u> <u>3 第 1 項の申請の際に当該申請者が申請に係るり災証明書又はり災届出証明書（以下「り災証明書等」という。）の申請又は届出を行っていないときは、市長は、当該申請者の同意を得て、見舞金等の支給申請に併せて当該申請者に係るり災証明書等の申請又は届出を行うことができる。</u> <u>4 前項のり災証明書等の届出において、市長は、申請者からの写真等の添付に代えて申請者が提示した写真等を職員に電子機器により記録させるその他の簡易な手法により住家の損傷の程度を確認できるものとする。</u> <u>5 市長は、見舞金等の円滑な支給申請及び支給のため、別に定めるところにより、電子申請により第 1 項の申請を行うことができる体制を整備する。</u> <u>(支給決定等)</u> <u>第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、申請に係る対象者の適否及び住家の損傷の程度を確認し、見舞金等の支給の可否を魚津市災害等見舞金・弔慰金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。この場合において、申請者があらかじめ同意したときは、市長は、見舞金等の支給に係る決定通知書の申請者への送付を行わないことができるものとする。</u> <u>2 市長は、前項の規定により見舞金等を支給することとした申請者に対し、速やかに見舞金を支給する。</u> <u>(報告及び検査)</u> <u>第 9 条 市長は、見舞金等の支給に関し必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し、必要な報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市の職員をして関係者に対して質問させる措置を講ずることができる。</u> <u>2 市長は、前項の措置を講じた場合において、なお必要があると認めるときは、市の職員をして必要な検査を行うことができる。</u> <u>(見舞金等の支給の取消し)</u> <u>第 10 条 市長は、見舞金等の支給に係る決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたことその他不適当な申請であることが判明したときは、見舞金等の支給に係る決定を取り消すものとする。この場合において当該決定を受けた者が既に見舞金の支給を受けているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。</u>	

改正後	改正前
<u>(支給の制限)</u> <u>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等を支給しないものとする。</u> <u>(1) 第3条に規定する災害等の発生原因が、世帯を構成する者又はその死亡した者の故意によるものであるとき。</u> <u>(2) 第3条に規定する災害等に対し、市長又は警察官等の避難の指示に従わなかったとき。</u> <u>(3) 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年魚津市条例第38号)第3条、第9条及び法令等の規定により弔慰金又は見舞金を受けたとき。</u> <u>(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき</u> <u>。</u> <u>(特例措置)</u> <u>第12条 市長が特に必要があると認めるときは、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、別に被害の程度、支給額又は支給を受けるべき者を定め、第4条の範囲内で見舞金等を支給することができる。</u> <u>(その他)</u> <u>第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u> <u>様式第1号(第7条関係) 【別記1】</u> <u>様式第2号(第8条関係) 【別記2】</u>	<u>(特例措置)</u> <u>第8条 市長は、災害等の規模、被害の状況等により特に必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、別に被害の程度、支給額又は支給を受けるべき者を定め、第6条の範囲内で見舞金を支給することができる。</u> <u>(支給の手続)</u> <u>第9条 市長は、見舞金の支給を行うべき事由があると認めるときは、被害の状況、支給を受けるべき者、支給の制限に関する事項その他必要な事項について調査を行った上、速やかに支給を行うものとする。</u> <u>(細則)</u> <u>第10条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>

魚津市災害等見舞金・弔慰金支給申請書兼請求書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者

現在の居所	
氏名	—
連絡先（電話番号）	

魚津市災害等見舞金・弔慰金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

【見舞金に関する事項】

1 住家に被害を受けた原因			
2 住家に被害を受けた日			
3 被害を受けた住家の所在地	魚津市		
4 申請者の住民基本台帳での住所（被害を受けた時点）	☐ 同上		
5 住民基本台帳での世帯主名（被害を受けた時点）	☐ 申請者と同じ		
6 被害を受けた住家の所有者（被害を受けた時点）	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者以外（同一世帯員又は親族のみ） 住 所 _____ 氏 名 _____ 申請者との続柄 _____		
7 住家の被害の程度及び災害見舞金の支給申請（請求）する額	住家の損傷の程度 （該当する箇所に○を記入）		見舞金の支給 申請する額
	全焼	全壊	100,000 円
	半焼	大規模半壊 中規模半壊 半壊	50,000 円
	部分焼	準半壊	30,000 円
		一部損壊	20,000 円

備考

- 1 全焼、半焼、部分焼、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊で申請する場合は、り災証明書を添付してください。
- 2 一部損壊で申請する場合は、り災届出証明書及び見積書等を添付してください。

【弔慰金に関する事項】

1 亡くなられた方の氏名	_____（申請者との続柄）
--------------	----------------

- 裏面に続く -

【振込先の口座情報】

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
口座名義（カナ）			

備考

- 1 申請者ご本人の口座情報を記入してください。
- 2 振込先の口座情報が確認できる書類を添付してください。

【一部損壊で申請する場合における確認事項】

- 1 この災害等見舞金を申請する当該住家は、今後、修繕等の必要な処置を講じますか。
☐ はい ☐ いいえ ☐ 既に処置を講じた

備考

- 1 一部損壊で申請する場合のみ記入してください。
- 2 「いいえ」の場合は、本見舞金は支給されません。

【調査同意】

- 1 本見舞金の支給決定に係る調査を行うため必要な範囲内で申請者、同一世帯の者、ご遺族の住民基本台帳、戸籍等の必要な情報を閲覧、公用請求することに同意する。
 申請者住所 _____
 申請者名 _____
- 2 本見舞金の支給決定に必要があるときは、所有者の固定資産課税台帳の情報等について、閲覧、公用請求することに同意する。
 所有者住所 _____
 所有者名 _____

【り災証明書等の委任】

- 1 当該被害を受けた住家に係るり災証明書等の申請又は届出について、本見舞金の使用目的に限り、担当職員に委任する。
 申請者住所 _____
 申請者名 _____

【決定通知書の送付に関する確認事項】

- 1 決定通知書の送付を希望しますか。 ☐ はい ☐ いいえ

魚津市指令 第 号

住 所

氏 名

魚津市災害等見舞金・弔慰金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市災害等見舞金・弔慰金支給申請について、
次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

1 支 給

支給対象者氏名

支給額

2 不 支 給

不支給の理由

附 則

この告示は、公表の日から施行する。